

建築基準法の一部改正により、市の事務が変わります。

令和元年6月25日より建築基準法第6条が改正されます。

この改正に伴い、建築物の用途や規模により、今まで県の事務であったものが、一部、市の事務に変更となります。

法改正の内容をご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせください。

建築基準法第6条第1項 抜粋

【改正前】

- 一 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの



【改正後】

- 一 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

朝霞市では、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物に関する事務を行っています。上記より、例えば【共同住宅、木造2階、床面積150㎡】【店舗、鉄骨造 1階、床面積120㎡】の建築物に関するものは、市の事務となります。

《お問い合わせ》

朝霞市 開発建築課

建築指導係 048-463-2585 (建築基準法に関すること、建築計画概要書、建設リサイクル法など)

住宅政策係 048-423-3854 (長期優良住宅、低炭素住宅、建築物省エネ法など)

(改正後) 建築基準法第6条第1項 抜粋

- 一 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
- 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- 四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物